

特定非営利活動法人 全日本健康自然食品協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全日本健康自然食品協会という。

また英文名は、^{オール}ALL ^{ジャパン}JAPAN ^{ヘルス}HEALTH ^{アンド}& ^{ナチュラル}NATURAL ^{フーズ}FOODS
^{アソシエーション}ASSOCIATION という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を静岡県静岡市、大阪府大阪市、福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、健全で伝統的な食生活を通して、健康で豊かな社会を望む者に対して、それら食材の生産される環境の保全を目的とし、正しい食の思想と実践の普及や情報の提供を行い、それらを通して国民の健康や環境の保全に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 情報提供と啓もう、普及
 - ② 講演会等の開催
 - ③ 人材の育成
 - ④ 調査、研究

- (2) その他の事業
 - ① 物品販売、斡旋
 - ② 書籍販売、斡旋
 - ③ 展示会におけるブース貸し
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の種類とし、維持会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 維持会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進及び法人の運営、維持を目的として入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために、特に理事長の推薦により理事会の承認を得て入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人の目的に特に尽力し、理事会の推薦により総会で決定した内外の個人

(入 会)

第7条 維持会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 維持会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める推薦申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、推薦の可否を申込者に通知する。申込者は理事長の判断に従うものとする。
- 5 その他、会員の入会手続等必要事項については、別に規則で定める。

(入会金及び会費)

第8条 維持会員、賛助会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費は、総会において決定する。

(会員の資格の喪失)

第9条 維持会員、賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は維持会員、賛助会員である団体が消滅したとき
 - (3) 13ヶ月以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
 - (4) 除名されたとき
- 2 名誉会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 名誉会員となってから3年が経過したとき

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金は、返還しない。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において維持会員より選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及

び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) この法人の財産の状況を監査する。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

- 2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、維持会員をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第 49 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他、運営に関する重要事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき
- (2) 維持会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した維持会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、維持会員総数の5分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 緊急を要する事項については、第22条の第1号から第8号まで以外については、出席維持会員の3分の2以上の同意がある場合は、前項の限りではない。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した維持会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各維持会員の表決権は、会費口数にかかわらず、一会員一表決権とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない維持会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の維持会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した維持会員は、第26条、第27条第2項及び第3項、第29条第1項第2号と第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する維持会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 維持会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) この法人の業務遂行又は管理において必要と認められる場合に、専務理事等を理事の中から選定する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長及び出席理事の同意により、代行は妨げない。

(議 決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 議事が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の同意がある場合は、前項の限りではない。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 3 項、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名押印しなければならない。

第 7 章 資 産

(構 成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区 分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管 理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 8 章 会 計

(原 則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(区 分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる、

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の、

決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した維持会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 維持会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、維持会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人)

第 52 条 この法人が解散するときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存

する財産の帰属先は、法第 11 条第 3 項の規定に従い、総会において維持会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定する。

(合 併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において維持会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 事務局

(事務局の設置)

第 56 条 この法人に、その事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 57 条 事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

(組織及び運営)

第 58 条 事務局の組織及び運営に関し必要な規則その他の事項は、理事会において別に定める。

第 12 章 雑 則

(細 則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人が成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日とする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 入会金
維持会員 10,000円 普及会員 5,000円
 - ② 会費
維持会員 1口以上とし 1口 36,000円(年額)
普及会員 1口以上とし 1口 12,000円(年額)
 - ③ 名誉会員は、入会金および会費は免除するものとする。

附 則

平成20年6月14日定時総会決議

(施行期日)

- 1 この定款は、内閣府の認証を受けた日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の改正前に普及会員であった個人又は団体で、賛助会員として入会を希望するものは、第6条第1項第2号及び第7条第4項の規定にかかわらず、すべて賛助会員とみなし、入会金を免除する。

附 則

平成23年6月17日定時総会決議

(施行期日)

- 1 この定款は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。

附 則

平成24年6月22日定時総会決議

(施行期日)

- 1 この定款は、平成24年6月22日から施行する。

役員名簿

(特定非営利活動法人全日本健康自然食品協会)

役名	氏名	住所
理事	安德 英貳	
理事	杢谷 正樹	
理事	岡田 烈幸	
理事	中村 靖	
理事	中西 和夫	
理事	花井 良平	
理事	宇津木佐智子	
理事	高山 博之	
理事	本田 努	
理事	川端 太一郎	
理事	江頭 宣雄	
理事	氏家 宏明	
理事	杉浦 均	
理事	黒木 義人	
理事	山口 侔	
監事	狩野 土	
監事	前田 正治	